

## 第30回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和3年11月25日(木)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時36分

第30回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第133号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第155号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第156号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第157号 農地法第5条の規定による農地転用届出取下願について

報告第158号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第159号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第160号 農業用施設用地に供する届出について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	10 番	早 野 公 夫 君
11 番	長 谷 川 勲 君	12 番	岡 田 武 君
13 番	木 村 実 君	14 番	塚 越 賢 二 君
15 番	横 田 義 明 君	16 番	鈴 木 好 雄 君
17 番	渡 辺 敏 男 君		

欠席委員 な し

推進委員

久喜 3	砂 川 喜 義 君	鷺宮 6	野 本 謙 一 君
------	-----------	------	-----------

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

農業振興課

主 事 茂 手 木 周

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第30回農業委員会総会を始めます。

ご一礼ください。ご着席願います。

それでは初めに、岩崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。4番、稲生委員さん、5番、籠宮委員さん、よろしくをお願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等ございましたらご報告願います。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第130号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第4、議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、よろしく願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページを御覧ください。申請書番号211307、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の田2筆、合計2,273平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を472アール、野菜を172アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号211308番、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の田1筆、302平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は耕作便利でございます。譲受人は、現在水稻を32アール、野菜を57アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書5ページになります。申請書番号214304番、譲受人は上川崎在住の方、譲渡人は八甫4丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、八甫5丁目地内の田1筆、1,981平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を154アール、野菜を165アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま3件の説明をいただきました。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

杉田委員。

○2番（杉田孝行君） 2番、杉田です。11月20日に原田委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211307番でございます。申請地は、資料1の清久の集落排水処理場から南へ約1キロほどのところの田園地帯に位置しております。農地の状況は田で、耕うんされておりました。申請者の世帯の耕作状況や農機具の使用状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま。

続きまして、申請書番号211308番です。申請地の資料2は、資料1同様、清久の集落排水処理場から南へ約500メートルほどの田園地帯の中に位置しております。農地の状況は田で、耕うんされておりました。申請者の世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま。以上2案件については、申請者及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 吉岡委員。

○3番（吉岡憲一君） 3番、吉岡です。去る21日に籠宮委員と現地調査をいたしましたので、報告いたします。

申請書番号214304、申請地は東鷲宮東中学校から南へ約500メートルに位置して、農地の状況は陸田として耕作管理をされておりました。申請者世帯の耕作状況から、取得後も適正に耕作するものと思われま。申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの3件の調査報告に対しましてのご質問をお受けいたします。

蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 久喜の211307案件と211308案件、それって譲渡人と譲受人が全く逆転しているのですね。これは、何かそういう場があったのですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） その辺については、近くの人なのですけれども、お互いの耕作する土地が近くにあつて、交換をすることによって便利に耕作できるようにということで、話し合いの上、こういう形になっております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第131号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。申請書番号213402番、申請人は新井在住の方となっております。土地の表示につきましては、新井地内の畑1筆、228平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置き場や通路の居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。  
籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） 5番、籠宮です。申請書番号213402について、11月21日、鷲宮の吉岡委員さんと確認いたしました。この申請地は、中川の改修工事に伴う払下げを受けた土地であります。北側が市道、南側が宅地、東側が市道、西側が中川の堤防となっております。本人は、宅地内に農地があるのはおかしいと思い、昭和45年以前から申請地を宅地として利用していたため、本人が宅地に変更したく申請したものであり、私は申請を受けることは妥当だと思います。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第132号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
15件ありますけれども、一括でよろしく願いいたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページからになります。申請書番号211532、譲受人は本庄市に本社を置き、昭和38年から土木建設工事業等を行っている法人となります。譲渡人については、野久喜在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、野久喜、古久喜地内の田1筆、畑1筆、合計3,081平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転により

ます建て売り住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や幹線道路、ショッピングセンターからも近く、交通の利便性のよい一方で、のどかな田園風景の残る当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、7棟の建て売り住宅を販売する予定となっており、面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211533、譲受人は越谷市在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑2筆、合計328平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の妻の職場にも近く、また譲受人の妻の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の10ページ、申請書番号211534、譲受人は久喜本在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑3筆、合計320平米でございます。申請の内容については、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の妻の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211535、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑3筆、合計322平米となっております。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額アルヒ株式会社からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211536、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑3筆、合計316.12平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の住宅にて妻とともに生活しておりますが、近く子供をもうける予定で、その場合に現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人や譲受人の妻の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社常陽銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書11ページになります。申請書番号211541、譲受人は幸手市在住の方、譲渡人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑1筆、358平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の団地にて子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の職場に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社大東銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211542、譲受人、譲渡人ともに北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑1筆、163平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地への転用でありまして、いわゆる追認案件となっております。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、居宅の一部や防風林などを植えた庭として利用されており、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号212509、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、許可の例外に該当するものでございます。

譲受人は、現在譲受人の実家にて生活しておりますが、夫とは別に暮らしており、高齢の祖母が主体となって行っている農業を手伝うために住まいから往復することに煩わしさを感じており、農作業をするのに近い、譲受人の妻の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び親族からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の12ページ、申請書番号212510、譲受人は菖蒲町台に事務所を置き、平成2年から建物の解体、産業廃棄物の収集運搬等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町台在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田3筆、合計575平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります、駐車場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、建物の解体、収集や産業廃棄物の中間処分、リサイクル業務の工事現場数の増加に伴い、コンテナスペースを本来の駐車場敷地に置かざるを得ないなど、慢性的に駐車場が不足しているのが現状であります。そこで、新たな駐車スペースを探していたところ、既存地から近い当該申請地の地権者の方々から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213508、譲受人は河原代に事務所を置き、平成元年から展示場、催事場の飾りつけの企画及び施工を行っている法人となります。譲渡人は、青毛2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては

は、河原代地内の畑1筆、666平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場兼資材置場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。

譲受人は、現在当該申請地の隣地に事務所及び資材置場を置き、イベント関連の建築に携わる仕事をしております。業務量の増加に伴い、資材の在庫や作品の納品も多くなり、荷さばき場も不足していることから、資材置場及び駐車場を新たに造ることを計画し、今回新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書13ページ、申請書番号214523、譲受人は本町8丁目に本社を置き、平成25年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、西大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田7筆、畑2筆、合計2,086平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建て売り住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、7棟の建て売り住宅を販売する予定となっており、区画は面積が300平米以上となっております。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214524、譲受人は本町8丁目に本社を置き、平成25年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、西大輪在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑7筆、田2筆、合計1,895.43平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建て売り住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、6棟の建て売り住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書14ページ、申請書番号214525、譲受人は吉羽在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田2筆、畑2筆、合計347.91平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214526、譲受人は鴻巣市在住の方、譲渡人は東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田3筆、畑3筆、合計327.93平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一

団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び埼玉みずほ農業協同組合からの融資にて賄う計画となっております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214527、譲受人は白岡市に本店を置き、事務所、工場が桜田5丁目にある、平成13年から金属加工、溶接業等を行う法人となります。譲渡人は、上川崎在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の田1筆、畑1筆、合計326平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権の移転によります駐車場敷地のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

譲受人は、当該申請地の近くにて工場を稼働させており、現在の従業員用の駐車場は事業所から離れた場所にあつて、女子社員の安全面などを危惧しているところでございます。そこで、新たな駐車スペースを探していたところ、事業所からほど近い当該申請地の地権者の方々から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他、信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いいたします。

○6番（原田典男君） 6番、原田です。11月20日、杉田委員とともに現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211532、申請地は久喜ライオンズマンションからJR宇都宮線を挟み、西へ150メートルほどに位置しております。周囲は、北側が市道、東側が畑、南側、西側が宅地となっております。被害防除につきましては、周辺に素掘りの側溝を設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号211533から211536までは、同一地域、隣接地でありますので、一括して報告いたします。申請地は、アリオ鷺宮店から南へ700メートルほどに位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西側は畑となっております。被害防除については、マウンドアップによる防除策、排水については、合併浄化槽を設置し、申請地南側の道路側溝に接続する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号211541、申請地は清久小学校から北に200メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西側は畑となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画です。排水は、集落排水に接続する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号211542、申請地はJR宇都宮線太田袋踏切より西に300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が市道、南側が宅地、西側が畑となっております。この案件につきましては、追認案件であり、新たな工事を行わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上7案件につきまして、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○会長（岩崎長一君） 渡辺委員。

○17番（渡辺敏男君） 17番、渡辺です。過日11月21日に11番、長谷川委員と現地調査を行いましたので、報告いたし

ます。

申請書番号212509、申請地は県道12号線、川越栗橋線の小林交差点から北へ300メートルのところに位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道、西側が宅地となっております。被害防除については、境界がコンクリートブロック積みとなっております。排水についても農業集落排水に合流となっているため、被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号212510、申請地は122号バイパス台九宮交差点から西へ100メートルのところに位置しております。周囲は、北側が駐車場、東側が本社、南側が県道春日部菖蒲線、西側が駐車場です。被害防除につきましては、周りが申請者の本社と駐車場なので、問題はなく、2案件については、申請及び現地の状況から許可相当と判断しました。よろしくお願

○会長（岩崎長一君） 籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） 5番、籠宮です。申請書番号213508、11月21日、鷺宮の吉岡委員さんと確認いたしました。この土地は、南栗橋駅より南東へ約1キロぐらいのところにあり、以前より雑草地で問題となっておりますが、現状は雑草が刈り払われており、整頓してあります。北側が農地、南側が工場、西側に東北新幹線が走っております。東側は農地です。資材置場及び駐車場ということで拡張のためであり、周りの人も大変助かっていると思われま

す。以上です。

○会長（岩崎長一君） 吉岡委員。

○3番（吉岡憲一君） 3番、吉岡です。続いて報告いたします。

申請書番号214523、申請地は東鷺宮駅から西に約1.5キロの位置してありまして、東側は市道、北側も市道、南側は新興住宅地、西側は葛西用水路に囲まれたところでございます。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画でありまして、排水については合併浄化槽を設置するという

ことで、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号214524、申請地は東鷺宮駅から南へ約900メートルに位置し、東側は市道、北側及び西側は成立学園高校の野球グラウンドに隣接しており、南側は休耕地となっております。被害防除については、L型擁壁を計画しており、排水については、合併浄化槽を設置するという

ことで、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号214525、申請地は東鷺宮小学校から東に約1.5キロに位置し、新興住宅に囲まれた休耕地となっております。被害防除については、合併浄化槽とU字溝、側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、214526、これは先ほど報告した214525の南に隣接した場所であり、同じく周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。次に、214527、申請地は弦代公園から南に約400メートルに位置し、西側は市道、南側も市道、北側及び東側は新興住宅地になってありまして、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上です。

○会長（岩崎長一君） ただいま15件、4人の委員さんから調査報告がございました。

質問をお受けいたします。

木村委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。211542なのですが、敷地拡張、追認の案件で、名義変更を伴うのですね。所有権移転、これもこのまま特に問題なく、問題はないのでしょうかけれども、こういうのはありなのですか。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えさせていただきます。

今回の案件につきまして、既存敷地を使っている申請者の方がいらっしゃって、その方が申請地を、所有者は違いますが、実際に使っていたのです。なので、今回は所有権移転を伴う追認申請という形になった次第でございます。

○13番（木村 実君） 申請地をお持ちになっている人というのは親族なのですか。まだご存命の方なのですか。

○主事（横山玲央君） そうです。ご存命の方になります。

○会長（岩崎長一君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第133号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第133号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第133号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の16ページ及び17ページになります。今月は、8件の申出を受けておりまして、うち新規案件が1件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。申請書番号、久喜の28番、利用権を設定する農地は所久喜地内の田2筆、3,098平米でございます。借手の方、貸手の方ともに所久喜在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付3年1か月を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせて21筆、2万5,948平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

久喜28番の借手につきまして、砂川推進委員さん、よろしくお願いいたします。

○久喜3（砂川喜義君） 砂川です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、所久喜にお住まいの方で、現在、水稻、梨を主体として531アールを耕作しており、全て良好に管理されております。また、地域の中心となる担い手の一人として営農活動をされております。また、農機具の所有状況等も良好で、何ら問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書19ページからになります。農地法第4条の届出でございます。今月は、2件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書21ページから24ページになります。農地法第5条の届出でございます。今月は、10件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の26ページから28ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の許可申請取下げについてでございます。今月は、取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の許可申請書が提出されましたが、申請受理後に計画変更のため、取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の30ページになります。農地法第5条の規定による農地転用の届出の取下げでございます。こちらは、今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による農地転用届出が提出されましたが、受理後、地番錯誤のために取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の32ページから34ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は、6件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の36ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、3件の合意解約による方の通知が提出されております。

続きまして、議案書の38ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は、2件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がございました。報告全体を通じましてのご質問をお受けいたします。

木村委員。

○13番（木村 実君） 農地法第5条の規定による許可申請取下願について、26ページの案件ですね。これは、非常に、議論のあった用地だと私は理解をしておりますが、具体的なこの計画変更、これだけでもって取消しをしてしまうのですか。

○主任（黒須一宏君） 事務局の黒須です。農転の申請を9月1日にいただいております。申請をいただきまして、書類のほうを審査している過程で、事業計画者の資金が調達されていないということが分かりまして、そのことを早急に申請者様にお伝えしたところ、銀行に融資の申請をしている最中なので、そういったことが全て整って、ほかの

書類も整ったら再度申請させてもらうということで、一度今回仕切り直しということで、取下げの申請というものをいただきました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、次に進めさせていただきます。

日程第7、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日お配りさせていただいておりますA4コピーのもので、表に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）、真ん中に写しと書かれているものを御覧ください。

こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料裏面にございますとおり、今月は1番、中妻在住の方、2番、八甫2丁目在住の方、計2件の改善計画が提出されております。

まず初めに、1番の方、中妻在住の方でございます。資料下のほうに番号が振ってあります。1ページから3ページまででございます。現在の作付面積は400アールでございまして、目標とする営農類型は水稻による主穀単一経営でございます。今後は、農地中間管理事業などを活用しながら、作付面積を870アールまで拡大し、大型機械を活用するなど合理化を図り、また自らの従事時間を減らし、子供の従事時間を増やすなどしながら経営をしていくとのごことでございます。年齢は84歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障はないものと考えております。

続きまして、2番目の方、八甫2丁目在住の方でございます。資料は、4ページから6ページまででございます。現在の作付面積は250アールでございまして、目標とする営農類型は水稻による主穀単一経営でございます。今後は、貸借等により作付面積を1,000アール、10ヘクタールまで拡大し、アシスト機能つき農機の導入など作業の機械化を進め、繁忙期にアルバイトの活用を図りながら経営をしていくとのごことでございます。年齢は67歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障はないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま説明がございました。

何かご質問がございましたらお受けいたします。

籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） 最初のほうの申請ですけれども、農業用機械等の名称ということですので、現在これだけの機械をそろえている。申請書を見ると、かなり台数があります。400アールでこれだけの機械をそろえるというのは、余裕があると思うのです。もしこれからそろえるとなると、農業機械の金額だけでも莫大になるので、拡

張と農業機械の支払い等、果たして計画どおりいくのでしょうか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 農業振興課の職員も承っていますので、お願いします。

○主事（茂手木 周君） 農業振興課の茂手木です。先ほどの質問について、農業用機械の取得計画についてということだったと思うのですが、現状これだけ農業機械をそろえていまして、これから購入予定ですが、今後5年間で購入が確定しているものについてトラクター1台というふうに記載してもらいまして、5年間のうちに故障などで買換えのタイミング等もあると思うのですが、買換えになったときはそのときに買い換えるということだったので、今回記載してもらったのは購入がもう既に確定しているものというふうに記載してもらいました。

○会長（岩崎長一君） 木村委員。

○13番（木村 実君） これは、家族協定は聞きましたか。

○主事（茂手木 周君） 家族経営協定についても聞いたのですが、息子さんがまだ働いている状態ですので、今後5年間でその仕事を辞めてお父さんの農業を手伝っていくということだったので、もう引き継ぐということはお話にあったので、まだ家族経営協定は結ばないのですが、今後5年間で家族経営協定を結ぶか、もしくは新しく息子さんのほうで新規の認定を受けるかもしれないです。

○会長（岩崎長一君） 杉田委員。

○2番（杉田孝行君） 失礼ですが、年齢が84歳ということなのだけでも、この方が認定農業者を受ける根拠は何ですか。というのは、84歳でこれだけの大型機械を持っていて、特に最近は農作業事故が結構多発しているのです。そんな関係で、できれば息子さんのほうが認定農業をされたほうがベターかと思うのです。その辺はどうなのですか。

○主事（茂手木 周君） 現状息子さんで本格的に農業をやられていないということもありますし、今現在、主にやられているのが今回の申請者の方になっているので、お父さんの申請になっています。また、記載にはないのですが、補助金等の関係で認定農業者の申請をしたいということもちょっとお話にあったので、主にやられているお父さんのほうで今回は申請を受けたということになっております。

○会長（岩崎長一君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、ないようでございますので、打ち切りまして、中妻在住の農業者及び八甫2丁目在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時36分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年11月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 稲 生 裕

署 名 委 員 籠 宮 博